

令和 6 年 度

水 防 計 画



長 崎 県

目 次

第1章	総 則	
1. 1	目的	1
1. 2	水防協議会	1
1. 3	水防の責任等	1
1. 4	津波における留意事項	2
1. 5	安全配慮	2
第2章	水防組織	
2. 1	県の水防組織（長崎県水防本部）	
	（1） 組織系統	3
	（2） 設置基準	3
	（3） 水防本部の構成及び分担事務	4
	（4） 水防地方本部の構成及び分担事務	5
2. 2	市町村の水防組織（水防管理団体）	
	（1） 指定水防管理団体	6
	（2） 水防計画の策定	6
2. 3	長崎県大規模氾濫減災協議会	6
第3章	重要水防区域と重要水防箇所	
3. 1	重要水防区域（河川）	7
3. 2	重要水防区域（海岸）	7
3. 3	重要水防箇所	7
3. 4	土石流危険渓流及び土砂災害警戒区域(土石流)	7
第4章	予報及び警報	
4. 1	気象庁が行う予報及び警報	
	（1） 水防活動の利用に適合する警報・注意報	8
	（2） 指定河川における水防活動の利用に適合する警報・注意報	9
	（3） 津波関係の警報・注意報	10
	（4） 警報等の伝達経路及び手段	14
4. 2	洪水予報河川における洪水予報	
	（1） 種類及び発表基準	15
	（2） 国と気象庁が共同で洪水予報を行う河川	15
4. 3	水位周知河川における水位到達情報の通知	
	（1） 種類及び発表基準	16
	（2） 国が水位到達情報の通知を行う河川	17
	（3） 県が水位到達情報の通知を行う河川	18
4. 4	水防警報	
	（1） 種類及び発表基準	20
	（2） 国が水防警報を行う河川	21
	（3） 県が水防警報を行う河川	22

第 5 章	水位・潮位・雨量の観測、通報及び公表	
5. 1	水位観測所・潮位観測所・雨量観測所	23
5. 2	水位の観測、通報及び公表	23
5. 3	潮位の観測及び通報	24
5. 4	雨量の観測及び通報	24
5. 5	国が行う観測及び通報	
	(1) 気象高水観測通報要領	25
	(2) 水位および雨量の通報	26
第 6 章	気象予報等の情報収集	
6. 1	気象情報	27
6. 2	雨量・河川水位	27
6. 3	潮位・波高	27
第 7 章	ダム・水門等の操作	
7. 1	ダム・水門等	
	(1) 河川区間のダム・水門（洪水）	28
	(2) 河口部・海岸部の水門・閘門（津波・高潮）	28
7. 2	操作の連絡	28
7. 3	連絡系統	28
第 8 章	通信連絡	
8. 1	水防伝達系統図	29
8. 2	住民への伝達	29
第 9 章	水防施設及び輸送	
9. 1	水防倉庫及び資器材	
	(1) 水防管理団体の資器材備蓄について	30
	(2) 資器材の確保と補充	30
	(3) 県の水防備蓄資器材	30
	(4) 水防倉庫の配置	31
9. 2	輸送の確保	31
第 10 章	水防活動	
10. 1	水防配備	
	(1) 長崎県水防本部・水防地方本部の非常配備	32
	(2) 水防管理団体の非常配備	33
10. 2	巡視及び警戒	
	(1) 平常時	34
	(2) 出水時	34
10. 3	水防作業	35
10. 4	避難のための立退き	35
10. 5	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	35
10. 6	水防配備の解除	
	(1) 長崎県水防本部の水防配備体制の解除	36
	(2) 水防管理団体の水防配備体制の解除	36

第 1 1 章	水防信号、水防標識等	
1 1. 1	水防信号	37
1 1. 2	水防標識	37
1 1. 3	身分証票	38
第 1 2 章	協力及び応援	
1 2. 1	河川管理者の協力及び援助	39
1 2. 2	水防管理団体相互の応援及び相互協定	39
1 2. 3	自衛隊の派遣要請	39
第 1 3 章	費用負担と公用負担	
1 3. 1	費用負担	
	(1) 費用負担	40
	(2) 利益を受ける市町村の費用負担	40
1 3. 2	公用負担	
	(1) 公用負担	40
	(2) 公用負担権限委任証	40
	(3) 公用負担の証票	40
	(4) 損失補償	40
第 1 4 章	水防報告	41
第 1 5 章	水防功労者の表彰	41
第 1 6 章	水防訓練	41
第 1 7 章	浸水想定区域及びハザードマップ	
1 7. 1	浸水想定区域の指定	42
1 7. 2	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	42
1 7. 3	洪水ハザードマップ	43

資 料 編

資料 1-1.	水防法	1
資料 1-2.	長崎県水防協議会条例	19
資料 3-1-1.	〔国管理〕重要水防箇所（河川）（国管理河川における設定基準）	21
資料 3-1-2.	〔国管理〕重要水防箇所（河川）一覧表	22
資料 3-2-1.	〔県・市町管理〕重要水防箇所（河川）（長崎県管理河川における設定基準）	27
資料 3-2-2.	〔県・市町管理〕重要水防箇所（河川）一覧表	29
資料 3-3-1.	〔県管理〕重要水防箇所（海岸）（設定基準）	79
資料 3-3-2.	〔県管理〕重要水防箇所（海岸）一覧表	80
資料 3-4.	〔県管理〕重要水防箇所（水門等）一覧表	96
資料 3-5.	土石流危険渓流及び土砂災害警戒区域について	97
資料 4-1.	長崎県内の気象観測施設一覧表（長崎地方気象台管理）	98
資料 4-2.	大雨、洪水及び高潮警報・注意報の発表基準	99
資料 4-3.	水位到達情報の通知および水防警報の伝達連絡先一覧	103
資料 4-4.	予報および警報の発表形式	104
資料 5-1.	水位観測所（テレメータ）一覧表	114
資料 5-2.	潮位観測所一覧表	122
資料 5-3.	雨量計観測所一覧表	123
資料 7.	ダム連絡系統図	125
資料 8-1.	水防関係機関名簿	126
資料 8-2.	防災行政無線通信システム回線構成図	131
資料 8-3.	防災行政無線電話番号簿	132
資料 9-1.	水防資器材の備蓄状況	136
資料 9-2.	異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準	141
資料 10-1.	水防工法一覧	144
資料 10-2.	水防工法解説図	146
資料 12.	河川管理者の協力事項	152
資料 13-1.	公用負担権限委任証明書	159
資料 13-2.	公用負担之証	160
資料 14.	水防報告書	161
資料 15.	水防計画図	163

※資料 1 5 を除く資料は、本編の各章と資料編の番号を紐づけしています。

第 1 章 総 則

1. 1 目的

この計画は水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、長崎県における水防事務の調整及びその円滑な実施に必要な事項を規定し、洪水、内水（水防法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

※水防法：資料 1－1

1. 2 水防協議会

水防法第 8 条第 1 項の規定により、長崎県水防協議会を設置し、県の水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査審議する。

※長崎県水防協議会に関し必要な事項および構成：資料 1－2

1. 3 水防の責任等

県の責任

長崎県内における水防体制の確立及び組織強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保する責任を有する。（水防法第 3 条の 6）

水防管理団体（市町）の責任

水防管理団体たる市町は、水防計画に基づき、各々その管轄区域の水防を十分に果たさなければならない。（水防法第 3 条）

気象庁の責任

気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、その状況を水防本部長に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（水防法第 10 条）

放送局、N T T、その他の通信報道機関の責任

水防上、緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

ダム管理者の責任

河川法第 5 2 条の規定に基づく河川管理者の指示に従うとともに、災害の発生防止又は災害の軽減に積極的に努めなければならない。

溜池管理者の責任

溜池管理者は、当該溜池のある地域の水害が予想されるときは、当該水防管理者の指導下に入るものとする。

居住者等の義務

居住者等は、水害が予想される場合は、進んで水防に協力し、水防管理者又は水防関係団体の長から出動を命じられた場合は、水防に従事しなければならない。（水防法第 2 4 条）

1. 4 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

1. 5 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に配慮して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

(水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項)

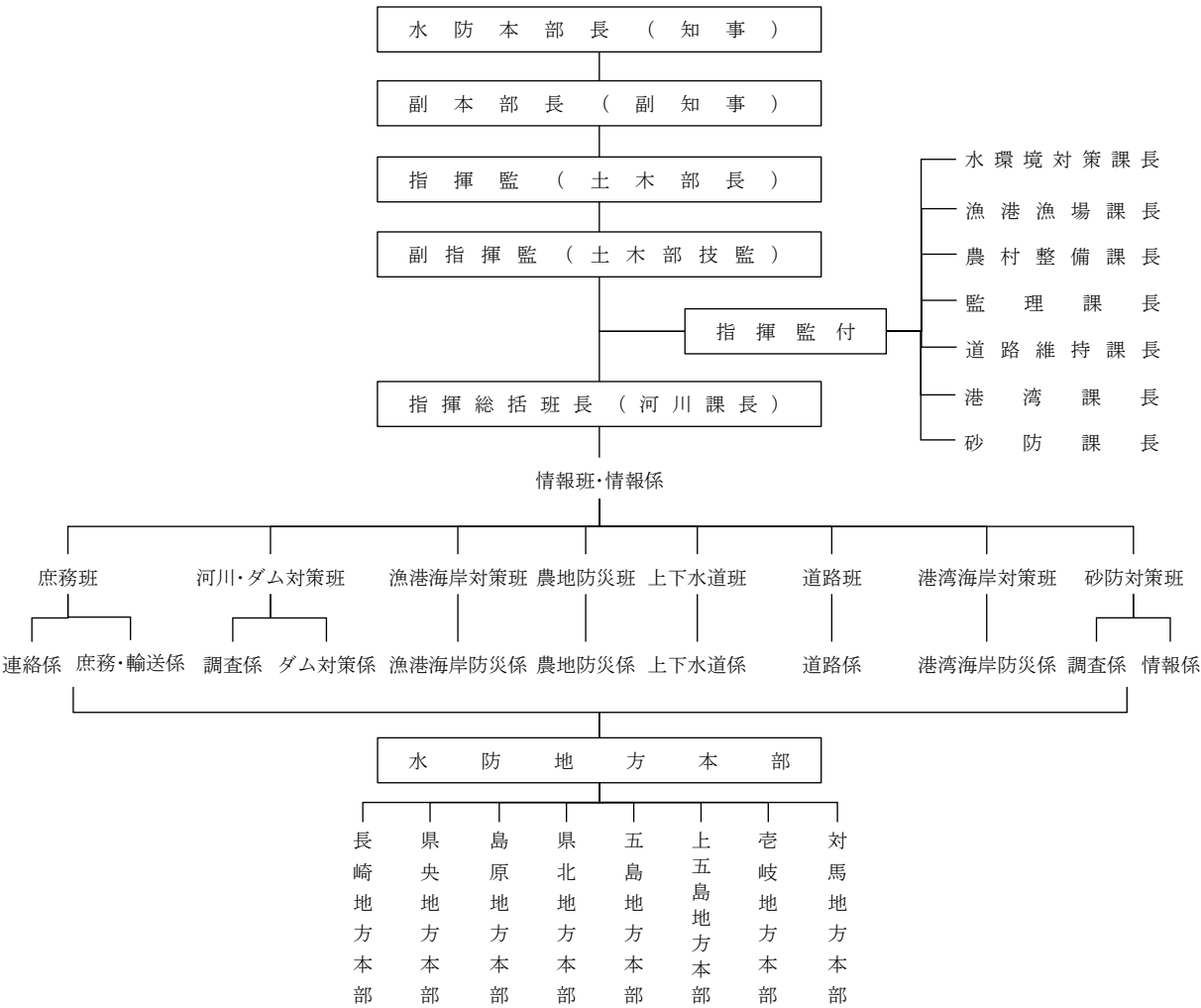
- ①水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ②水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ③水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ④指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ⑤水防活動は原則として複数人で行う。
- ⑥水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ⑦指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ⑧指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ⑨指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ⑩津波浸水想定区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

第2章 水防組織

2. 1 県の水防組織（長崎県水防本部）

（1）組織系統

水防本部は、次の機構により事務を処理する。



（2）設置基準

設置

長崎地方気象台から、次の注意報・警報が発せられる等重大な災害の発生が予測されるときは、水防本部及び水防地方本部を設置する。

・大雨特別警報	・大雨警報	・洪水警報
・津波特別警報（大津波警報）	・津波警報	・津波注意報
・高潮特別警報	・高潮警報	

ただし、水災に関して長崎県災害対策本部が設置された場合は、水防本部の組織は、当該災害対策本部の組織に包括されるものとする。

解散

上記の注意報・警報が解除される等、重大な災害の発生のおそれなくなったときは、水防本部及び水防地方本部を解散する。

(3) 水防本部の構成及び分担事務

班 名 [班 長]	係 名 [係 長 等]	係員	業 務
庶 務 班 [河川課総括(事)課長補佐]	庶 務・運 送 係 [調 整 班 班 長]	左記係員	水防本部の庶務・緊急自動車及び水防資材の手配
	連 絡 係 [管 理 班 班 長]		气象台、市町村、その他関係機関との連絡及び広報
情 報 班 [河川課総括課長補佐]	情 報 係 [計 画 調 整 班 班 長]		河川、ダム、状況把握及び他班の状況の取りまとめ並びに関係機関との連絡調整
河川・ダム対策班 [河川課総括課長補佐]	調 査 係 [河 川 防 災 班 班 長]		河川の被災状況把握及び関係機関への通報、報告
	ダ ム 対 策 係 [ダ ム 班 班 長]		建設中のダムの状況把握及び関係機関との連絡調整
漁港海岸対策班 [漁港漁場課総括課長補佐]	漁港海岸防災係 [漁 港 漁 村 防 災 班 班 長]		漁港海岸の状況把握及び関係機関との連絡調整
農 地 防 災 班 [農村整備課企画監]	農 地 防 災 係 [農 地 防 災 班 班 長]		農業用ダム、溜池、農地海岸の状況把握及び関係機関との連絡調整
上 下 水 道 班 [水環境対策課参事]	上 下 水 道 係 [生 活 排 水 班 班 長]		上下水道施設の状況把握及び関係機関との連絡調整
道 路 班 [道路維持課総括課長補佐]	道 路 係 [維 持 補 修 班 班 長] [市 町 道 環 境 班 班 長]		道路の状況把握及び関係機関との連絡調整
港湾海岸対策班 [港湾課総括課長補佐]	港湾海岸防災係 [工 事 ・ 防 災 班 班 長]		港湾局・水管理・国土保全局海岸の状況把握及び関係機関との連絡調整
砂 防 対 策 班 [砂防課総括課長補佐]	情 報 係 [砂 防 計 画 班 班 長]		砂防の状況把握及び関係機関との連絡調整
	調 査 係 [保 全 班 班 長]		砂防の被害状況把握及び関係機関への通報、報告

※土石流、地すべり、がけ崩れなど土砂災害の防止対策については、長崎県災害警戒本部の一員として事務の処理を行うこととし、詳細については、土砂災害防止計画書に掲載。

(水防本部連絡先)

所在地： 長崎市尾上町3番1号（県庁河川課内）

電話代表： 095-824-1111

	県庁内線	TEL	FAX
河 川 課	3081～3086	(095) 822-0397	(095) 824-7175
水 環 境 対 策 課	2664～2665	(095) 895-2664	(095) 895-2568
漁 港 漁 場 課	2858	(095) 895-2858	(095) 895-2586
農 村 整 備 課	2961～2969	(095) 895-2967	(095) 895-2594
道 路 維 持 課	5510～5516	(095) 894-3144	(095) 820-0683
港 湾 課	3052～3057	(095) 894-3055	(095) 821-9246
砂 防 課	3075～3076 5564～5567	(095) 820-4788	(095) 824-7175

(4) 水防地方本部の構成及び分担事務

水防地方本部は、水防本部に準じて組織するものとし、地方本部長には、各振興局長又は支所長をもってあてる。

(水防地方本部長の業務)

- ① 水防本部、各市町及び関係機関との連絡調整
- ② 重要水防区域（箇所）の状況把握
- ③ 治水及び多目的ダムの管理
- ④ 市町等への指示（水防法第29条、30条）
- ⑤ 水防警報の発令（水防法第16条）

(水防地方本部の名称、位置及び担当区域)

地方本部名	所在地	地方本部長	担当区域
長崎 水防地方本部	長崎市大橋町 11-1 TEL: (095) 844-2181 FAX: (095) 849-2780	長崎振興局長	長崎市、西彼杵郡
県央 水防地方本部	諫早市永昌東町 25-8 TEL: (0957) 22-0010 FAX: (0957) 23-6035	県央振興局長	諫早市、大村市
島原 水防地方本部	島原市城内 1-1205 TEL: (0957) 63-0612 FAX: (0957) 63-2796	島原振興局長	島原市、雲仙市、 南島原市
県北 水防地方本部	佐世保市木場田町 3-25 TEL: (0956) 24-1419 FAX: (0956) 25-0467	県北振興局長	佐世保市、平戸市、 松浦市、西海市、 東彼杵郡、北松浦郡
五島 水防地方本部	五島市福江町 7-1 TEL: (0959) 72-2734 FAX: (0959) 72-4848	五島振興局長	五島市
上五島 水防地方本部	南松浦郡新上五島町有川郷 578-2 TEL: (0959) 42-1141 FAX: (0959) 42-2327	五島振興局長 上五島支所長	新上五島町
壱岐 水防地方本部	壱岐市郷ノ浦町本村触 570 TEL: (0920) 47-1111 FAX: (0920) 47-5791	壱岐振興局長	壱岐市
対馬 水防地方本部	対馬市厳原町宮谷 224 TEL: (0920) 52-0398 FAX: (0920) 52-7027	対馬振興局長	対馬市

2. 2 市町村の水防組織（水防管理団体）

水防管理者（市町長）は、当該行政区域内の河川・海岸等で水防を必要とするところを常に把握し、十分な水防活動が行われるよう消防機関その他の必要な機関を組織しておくとともに、万一の場合における住民への警報の周知及び避難体制等についての万全を図るものとする。

（１）指定水防管理団体

水防管理団体のうち、水防上、公共の安全に重大な関係のある団体として、知事が指定したものを指定水防管理団体といい、長崎県においては次のとおりである。（水防法第４条）

- ① 諫早市 ② 大村市 ③ 川棚町 ④ 島原市 ⑤ 松浦市 ⑥ 長崎市

（２）水防計画の策定

指定水防管理団体

- ・水防計画を定め、又は変更したときは、県知事に届け出なければならない。（水防法第３３条）
- ・県知事への届出に際しては、水防計画書２部をその地区を所管する県の地方機関を経由し、県河川課へ提出すること。
- ・水防協議会を置く団体にあつては、当該水防協議会に諮り、水防計画を樹立すること。
- ・水防協議会を置かずかつ、災害対策基本法第１６条第１項に規定する市町防災会議を置く市町である指定水防管理団体にあつては当該市町防災会議に諮り、水防計画を樹立すること。

その他の水防管理団体

- ・水防計画（市町防災計画内の水防部分を含む）について変更した場合は、少なくとも出水期までに変更内容について県の地方機関を経由し、県河川課へ水防計画書を２部提出するよう努めること。
- ・計画に変更がない場合は、その旨文書にて報告することとする。

2. 3 長崎県大規模氾濫減災協議会

知事が組織する長崎県大規模氾濫減災協議会及び国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

第3章 重要水防区域と重要水防箇所

管内の水防区域のうち、特にその現状から、洪水、津波、高潮等が公共上に及ぼす影響のあるものを重要水防区域及び重要水防箇所として設定している。

3. 1 重要水防区域（河川）

区分		管内	長 崎	県 央	島 原	県 北	県 北 (田 平)	県 北 (大瀬戸)	五 島	上五島	老 岐	対 馬	計
河川法上の河川	一級河川 (直轄)	箇所数		33									33箇所
		延長		8,483									8,483 m
	一級河川 (県管理)	箇所数		28	8								36箇所
		延長		103,794	36,792								140,586 m
	二級河川	箇所数	51	31	57	67	25	15	23	9	16	45	339箇所
		延長	192,919	159,350	270,984	381,314	112,258	72,260	130,154	31,468	64,336	216,010	1,631,053 m
	準用河川	箇所数	26	35	7	10		1	1		1		81箇所
		延長	29,590	70,974	26,000	17,478		880	1,540		3,198		149,660 m
	小 計	箇所数	77	127	72	77	25	16	24	9	17	45	489箇所
		延長	222,509	342,601	333,776	398,792	112,258	73,140	131,694	31,468	67,534	216,010	1,929,782 m
河川法の適用を受けない河川		箇所数	109		21	32		1	13				176箇所
		延長	103,160		44,817	34,820		1,100	11,530				195,427 m
総 計		箇所数	186	127	93	109	25	16	25	22	17	45	665箇所
		延長	325,669	342,601	378,593	433,612	112,258	73,140	132,794	42,998	67,534	216,010	2,125,209 m

※国管理河川における設定基準：資料3-1-1／区域の詳細：資料3-1-2

※長崎県管理河川における設定基準：資料3-2-1／区域の詳細は資料3-2-2

3. 2 重要水防区域（海岸）

区分		管内	長 崎	県 央	島 原	県 北	県 北 (田 平)	県 北 (大瀬戸)	五 島	上五島	老 岐	対 馬	計
海岸保全区域	国土交通省 水管理・国土保全局 所 管	箇所数	23	9	29	7	12	12	12	15	2	14	135 箇所
		延長	19,971	8,278	30,736	4,329	4,210	15,100	6,991	7,215	373	14,475	111,678 m
	国土交通省 港湾局所管	箇所数	9	3	15	10	5	4	17	2	2	19	86 箇所
		延長	6,343	4,108	18,663	46,703	4,485	3,054	1,976	441	2,380	17,078	105,231 m
	水 産 庁 所 管	箇所数	14		7	8	2		6		7	5	49 箇所
		延長	12,008		5,169	1,997	420		2,192		2,906	9,142	33,834 m
	農村振興局 所 管	箇所数	11	6	6	11	27	7	5	1	12	15	101 箇所
		延長	16,830	4,769	8,055	9,084	23,360	3,342	8,280	1,050	7,290	3,587	85,647 m
	小 計	箇所数	57	18	57	36	46	23	40	18	23	53	371 箇所
		延長	55,152	17,155	62,623	62,113	32,475	21,496	19,439	8,706	12,949	44,282	336,390 m
海岸保全区域 以外 の 海 岸		箇所数	6	2			4				1		13 箇所
		延長	9,550	2,749			1,380				70		13,749 m
総 計		箇所数	63	20	57	36	50	23	40	18	24	53	384 箇所
		延長	64,702	19,904	62,623	62,113	33,855	21,496	19,439	8,706	13,019	44,282	350,139 m

※海岸における設定基準：資料3-3-1／区域の詳細：資料3-3-2

3. 3 重要水防箇所

区分	管内	長 崎	県 央	島 原	県 北	県 北 (田 平)	県 北 (大瀬戸)	五 島	上五島	老 岐	対 馬	計
水 門 等			9	9	11		2			1	2	34箇所
農業用ダム及び老朽溜池		41	81	176	406	213	26	38		60	1	1,042箇所

※水門等における区域の詳細：資料3-4

3. 4 土砂災害警戒区域(土石流)

区分	管内	長 崎	県 央	島 原	県 北	県 北 (田 平)	県 北 (大瀬戸)	五 島	上五島	老 岐	対 馬	計
土 砂 災 害 警 戒 区 域		1,061	468	206	1,004	209	183	542	670	35	937	5,315箇所

※土砂災害警戒区域の詳細：資料3-5

第4章 予 報 及 び 警 報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 水防活動の利用に適合する注意報、警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

「水防活動の利用に適合する注意報、警報」の種類と対応する「一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準」は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	概 要
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに注意を喚起するため発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される

※大雨、洪水及び高潮警報・注意報の発表基準（市町村別）：資料4－2

(2) 指定河川における水防活動の利用に適合する注意報、警報

気象業務法第14条の2第2項の規定により、長崎地方気象台は、水防法第10条第2項の規定により指定された河川について、長崎河川国道事務所と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは、当該河川の水位又は流量等の状況を示して水防活動の利用に適合する警報等を発表する。

大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。

種 類	概 要
浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県など）で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

全般気象情報・九州北部地方気象情報・長崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

長崎県潮位情報

大潮、副振動（あびき）^{（※¹）}や異常潮位^{（※²）}などの潮位の変動により、被害の発生するおそれがある場合や解説が必要な場合に発表される。

※1 副振動（あびき）：湾などで観測される周期が数分から数十分程度の海面の昇降現象

※2 異常潮位：潮位が比較的長期間（1週間から3ヶ月程度）継続して平常より高く（もしくは低く）なる現象

記録的短時間大雨情報

長崎県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

なお、長崎県の雨量による発表基準は、1時間110ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

（3）津波関係の警報、注意報

大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ^(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
(特別警報) 大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	・巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 ・沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 ・警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	・標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 ・沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 ・警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	・海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 ・海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 ・注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(津波警報等の留意事項等)

- ①沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ②津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ③津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ④どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ⑤大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

(津波情報の種類と発表内容)

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^{※1}	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^{※2} や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^{※3}
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^{※4}

(※1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML 電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(※2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(※3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(沿岸で観測された津波の最大波の発表内容)

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^(注)）の発表内容)

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(津波情報の留意事項等)

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第 1 波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで 5 分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

(津波予報の発表基準と発表内容)

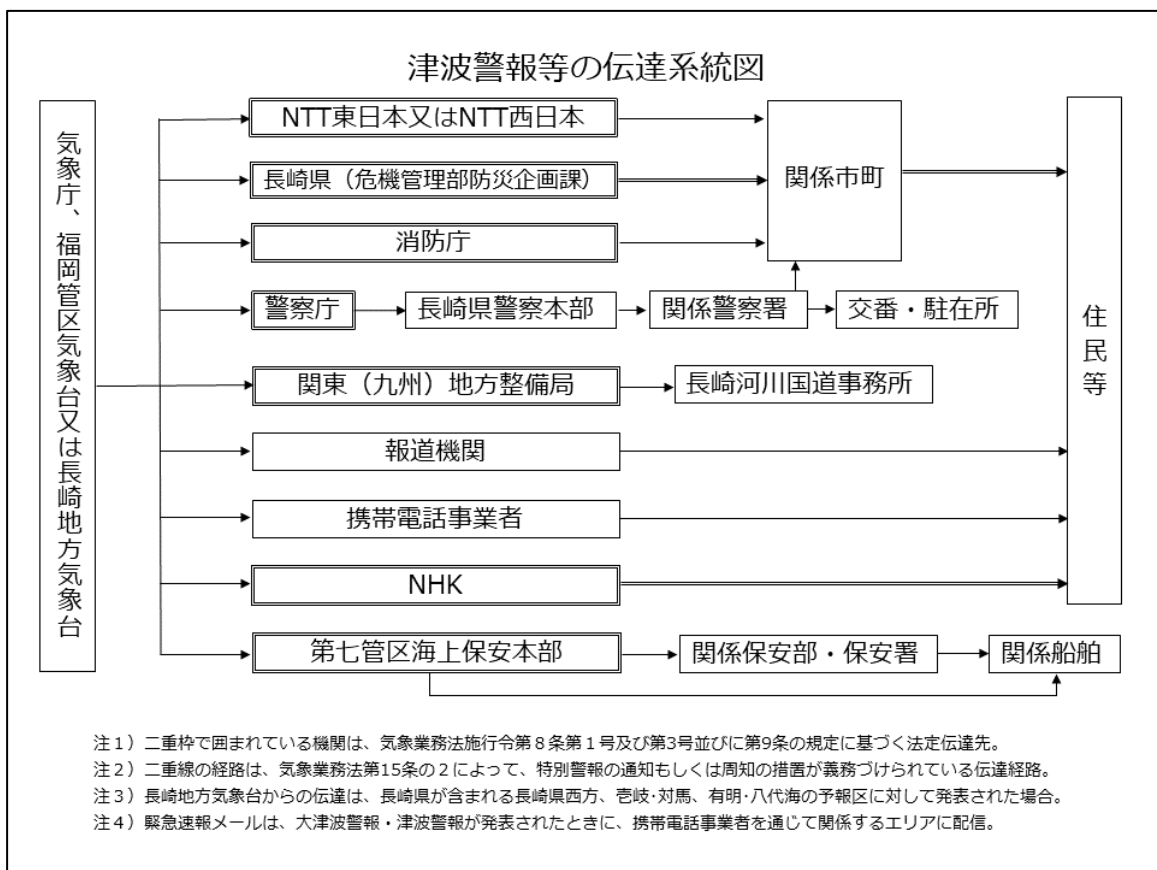
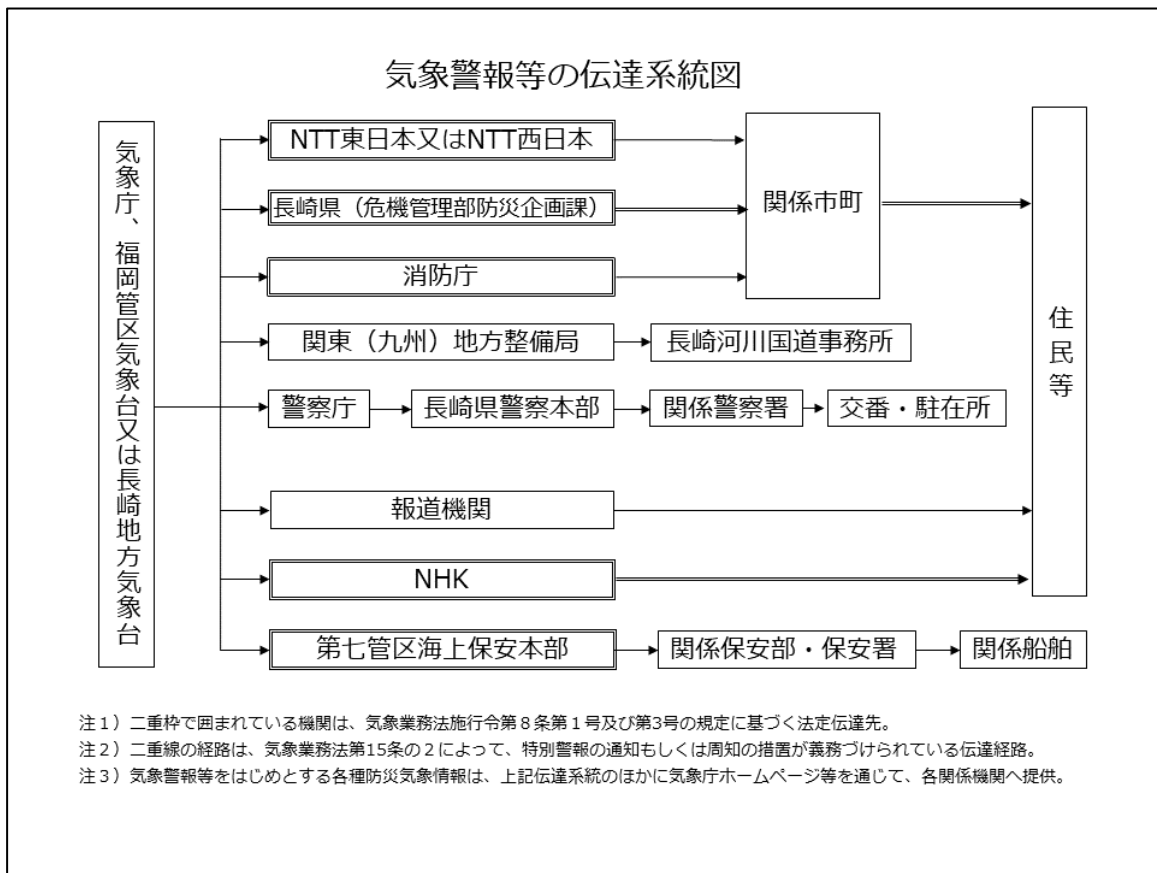
発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注)「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML 電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

長崎県が属する津波予報区

津波予報区	区域	区域に属する県内市町
長崎県西方	長崎県（諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸、対馬市及び壱岐市を除く。）	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、佐々町、長崎市、諫早市、大村市、長与町、時津町、西海市、雲仙市、南島原市、五島市、新上五島町、小値賀町
壱岐・対馬	長崎県（対馬市及び壱岐市に限る。）	壱岐市、対馬市
有明・八代海	福岡県（有明海沿岸に限る。）、佐賀県（有明海沿岸に限る。）、長崎県（諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸に限る。）、熊本県（天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く。）	諫早市、雲仙市、島原市、南島原市

(4) 警報等の伝達経路及び手段



4.2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。水防法第10条2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報は次のとおりである。

洪水予報の種類等と発表基準

洪水予報の種類等とそれぞれの発表基準（臨時の洪水予報を除く）は、以下を基本とする。臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

種類	標題	発表基準
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

注1：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、これらによらず洪水予報を発表することができる。

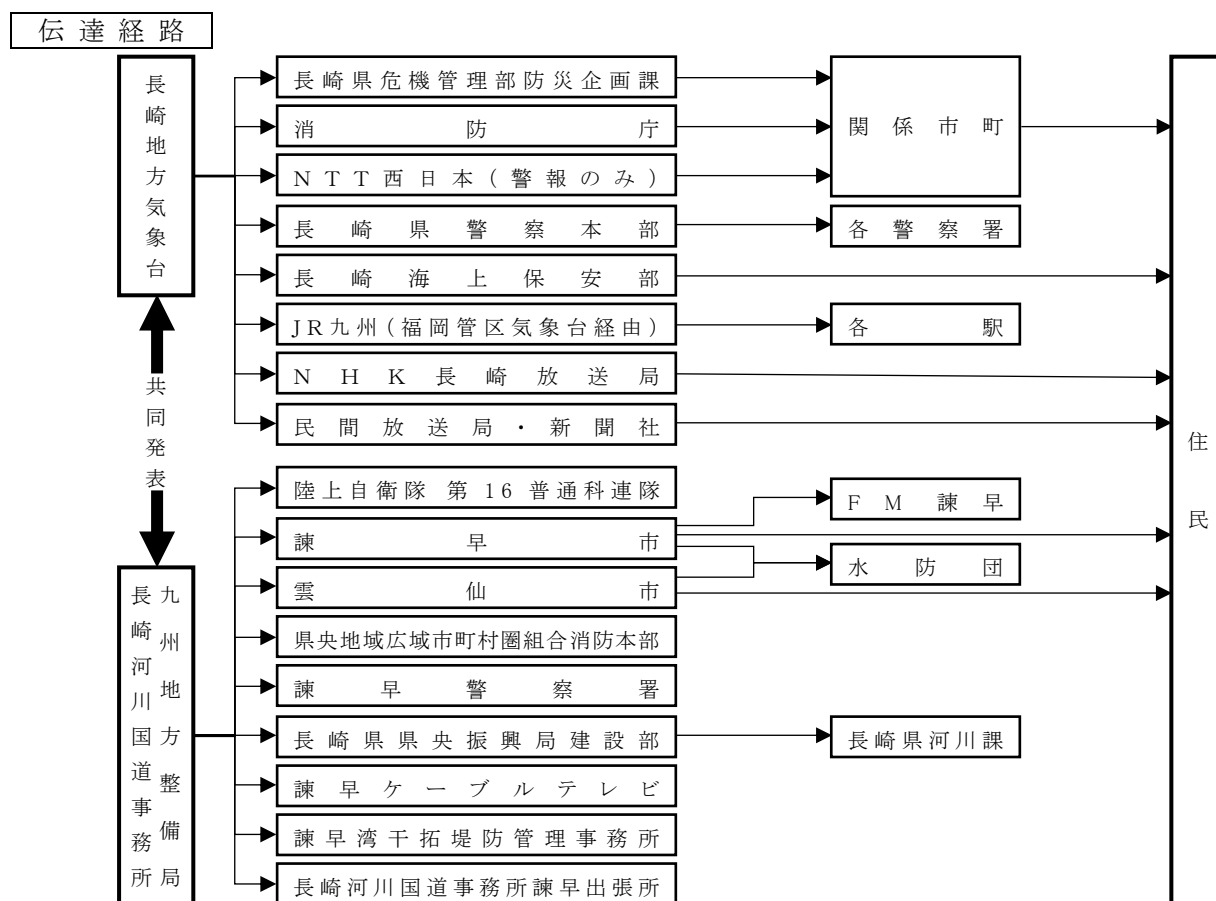
(2) 国と気象庁が共同で洪水予報を行う河川

対 象 河 川

河川名	左 岸	右 岸
本明川 (本明川水系)	諫早市本明名字 高羽突15番の1地先 ～ 海岸まで	諫早市栄田名字宮の前1 39番の1地先 ～ 海岸まで

基準となる水位観測所

対象河川	観測所名 (量水標名)	地 先 名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
本明川	裏 山	諫早市天満町	1.70m	2.70 m	3.00 m	3.70 m



4.3 水位周知河川における水位到達情報の通知

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

市町長の避難指示の発令判断の目安、住民の避難判断の参考として、発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
避難判断水位情報	基準水位観測所の水位が「 <u>避難判断水位</u> 」に到達したとき
氾濫危険水位情報	基準水位観測所の水位が「 <u>氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）</u> 」に到達したとき

(2) 国が水位到達情報の通知を行う河川

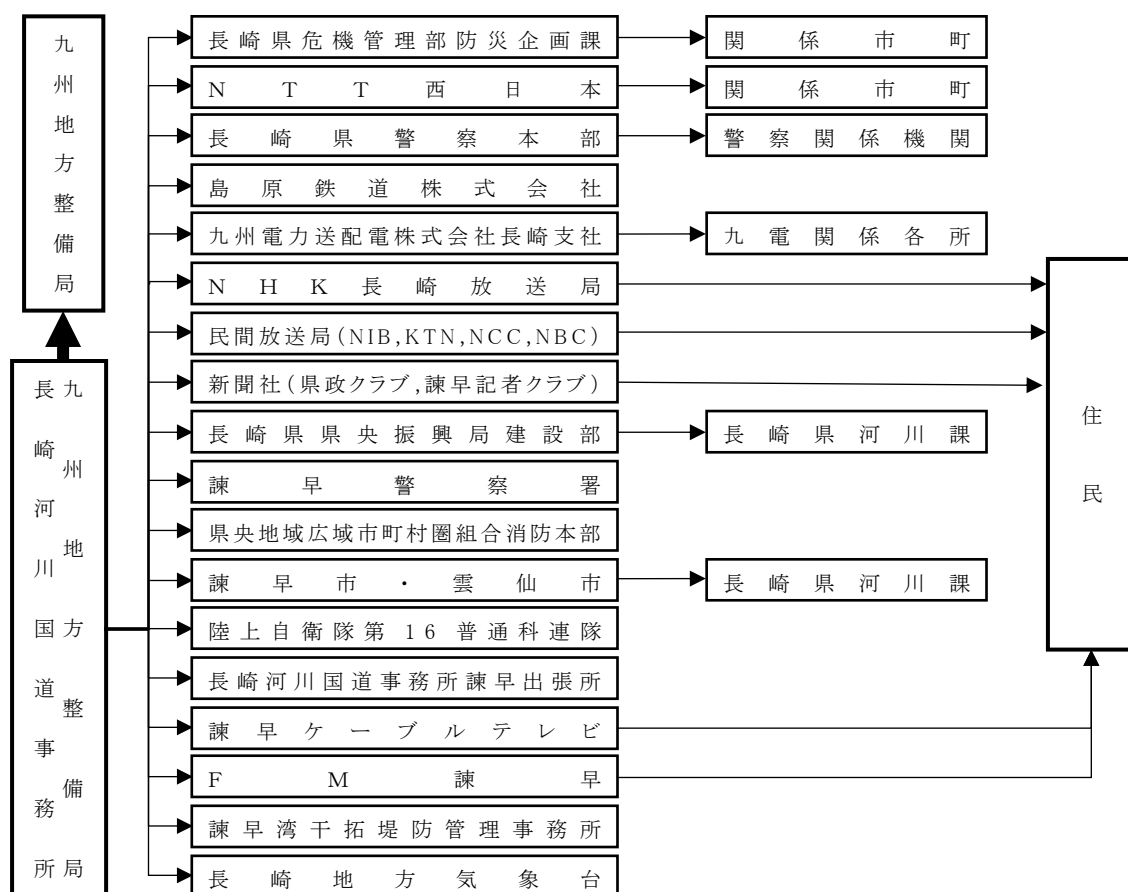
対 象 河 川

河川名	左 岸	右 岸
半造川 (本明川水系)	諫早市船越 名字埋津 924番の33地先 ～ 埋津橋下流端 から 幹川合流点	諫早市小川町 35番地の1地先 ～ 埋津橋下流端 から 幹川合流点まで

基準となる水位観測所

対象河川	観測所名 (量水標名)	地 先 名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
半造川	埋 津	諫早市船越町	2.50m	3.50m	3.60m	4.30m

伝 達 経 路



(3) 県が水位到達情報の通知を行う河川

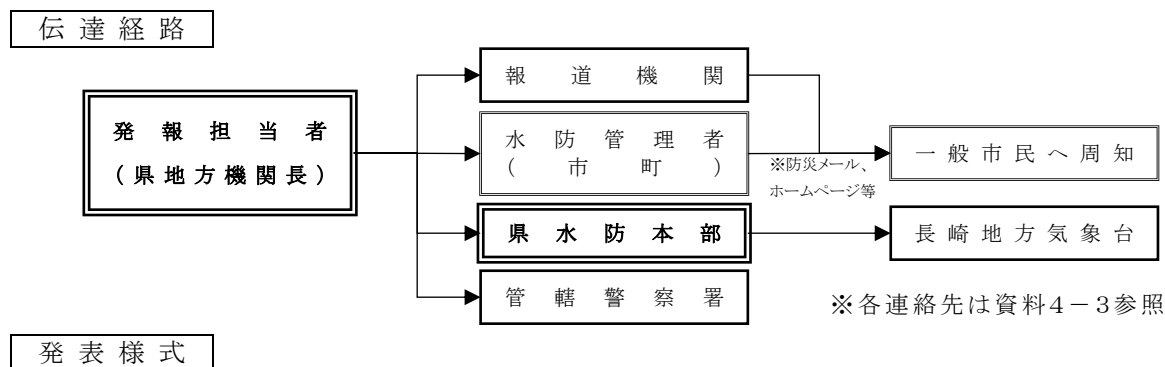
対 象 河 川

河川名	水 位 情 報 周 知 区 域			発表者 (振興局長)	関係 水防団体
	左 岸	右 岸	距離		
中島川	長崎市本河内1丁目 ～ 海岸まで	(同左岸)	3,450m	長崎	長崎市
浦上川	長崎市川平町 ～ 海岸まで	長崎市三ツ山町 ～ 海岸まで	9,257m	長崎	長崎市
八郎川	長崎市船石町 ～ 海岸まで	(同左岸)	6,415m	長崎	長崎市
長与川	西彼杵郡長与町本川内郷 ～ 海岸まで	(同左岸)	7,770m	長崎	長与町
時津川	西彼杵郡時津町元村郷 ～ 海岸まで	(同左岸)	2,740m	長崎	時津町
半造川	諫早市栗面本村名 ～ 埋津橋下流端まで	(同左岸)	1,068m	県央	諫早市
大上戸川	大村市上諏訪町 ～ 海岸まで	(同左岸)	3,160m	県央	大村市
内田川	大村市玖島3丁目 ～ 海岸まで	大村市武部町 ～ 海岸まで	1,150m	県央	大村市
郡川	大村市中岳町 ～ 海岸まで	(同左岸)	9,450m	県央	大村市
大手川	島原市上新丁1丁目 ～ 海岸まで	島原市上新丁2丁目 ～ 海岸まで	1,440m	島原	島原市
山田川	雲仙市吾妻町布江 ～ 海岸まで	(同左岸)	2,245m	島原	雲仙市
有家川	南島原市有家町大字山川 ～ 海岸まで	南島原市西有家町大字里坊 ～ 海岸まで	2,400m	島原	南島原市
相浦川	小川内川合流点 ～ 海岸まで	(同左岸)	6,810m	県北	佐世保市
宮村川	佐世保市萩坂町 ～ 海岸まで	佐世保市城間町 ～ 海岸まで	3,151m	県北	佐世保市
早岐川	佐世保市上原町 ～ 海岸まで	(同左岸)	2,692m	県北	佐世保市
江迎川	佐世保市江迎町猪調田川内頭 ～ 海岸まで	(同左岸)	9,451m	県北	佐世保市
佐世保川	佐世保市桜木町 ～ 海岸まで	(同左岸)	5,220m	県北	佐世保市
小森川	佐世保市横手町 ～ 海岸まで	(同左岸)	9,822m	県北	佐世保市
彼杵川	東彼杵郡東彼杵町坂本郷 ～ 海岸まで	(同左岸)	5,600m	県北	東彼杵町
川棚川	山口橋 ～ 海岸まで	(同左岸)	19,352m	県北	波佐見町川棚町
佐々川	高峰川合流点 ～ 海岸まで	(同左岸)	8,200m	県北	佐々町
鏡川	平戸市鏡川町 ～ 海岸まで	平戸市石川町 ～ 海岸まで	665m	県北	平戸市
志佐川	松浦市志佐町池成 ～ 海岸まで	松浦市志佐町高野 ～ 海岸まで	3,250m	県北	松浦市
雪浦川	西海市大瀬戸町雪浦幸物郷 ～ 海岸まで	西海市大瀬戸町瀬戸羽出川郷 ～ 海岸まで	5,840m	県北	西海市
福江川	五島市木場町 ～ 海岸まで	五島市大円寺町 ～ 海岸まで	2,300m	五島	五島市
釣道川	南松浦郡新上五島町青方ダム直下 ～ 海岸まで	(同左岸)	1,400m	五島上五島	新上五島町
永田川	永田ダム直下 ～ 海岸まで	(同左岸)	1,800m	壱岐	壱岐市
厳原本川	対馬市厳原町宮谷馬場崎橋 ～ 海岸まで	(同左岸)	1,780m	対馬	対馬市
佐護川	対馬市上県町佐護東里 1183 ～ 海岸まで	(同左岸)	5,200m	対馬	対馬市

基準となる水位観測所

対象 河川	観測所名 (量水標名)	地 先 名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
中島川	古町橋	長崎市麴屋町	2.00m	2.50m	3.70m	4.30m
浦上川	大橋	長崎市岡町	2.70m	3.30m	3.80m	4.60m
八郎川	八郎橋	長崎市平間町	1.50m	2.10m	2.20m	3.10m
長与川	長与駅前	長与町吉無田郷	1.20m	1.70m	1.70m	2.20m
時津川	丸田橋	時津町元村郷	1.00m	1.40m	1.50m	1.90m
半造川	埋 津	諫早市船越町	2.50m	3.50m	3.60m	4.30m
大上戸川	(本堂川橋)	大村市乾馬場町	(1.20m)	(1.50m)	－	(2.40m)
	金丸橋	大村市西三城町	1.80m	2.10m	2.30m	3.00m
内田川	内田川	大村市玖島三丁目	1.10m	1.50m	1.90m	2.70m
郡川	鬼橋	大村市鬼橋町	1.10m	1.30m	3.40m	3.90m
大手川	大手川	島原市萩原一丁目	1.60m	2.20m	2.40m	2.80m
山田川	山田川	雲仙市吾妻町	1.00m	1.60m	2.20m	2.80m
有家川	有家川	南島原市有家町	1.00m	1.60m	1.90m	2.50m
相浦川	(中里橋)	佐世保市中里町	(3.10m)	(3.40m)	－	(4.00m)
	相浦橋	佐世保市相浦町	2.80m	3.10m	3.50m	4.10m
宮村川	朝日橋	佐世保市城間町	2.10m	2.30m	2.30m	2.90m
早岐川	花高	佐世保市早苗町	1.00m	1.70m	1.70m	2.10m
江迎川	高岩橋	佐世保市江迎町北平	1.20m	1.80m	1.80m	3.00m
佐世保川	県北振興局	佐世保市市場田町	2.00m	2.30m	2.60m	3.20m
小森川	小森橋	佐世保市権常寺町	2.00m	2.60m	3.20m	4.00m
彼杵川	彼杵大橋	東彼杵町蔵本郷	1.90m	2.20m	2.30m	2.60m
川棚川	(倉本橋)	川棚町石木郷	(2.70m)	(3.20m)	－	(4.50m)
	山道橋	川棚町中組郷	1.60m	2.00m	3.80m	4.50m
	(江川橋)	川棚町中組郷	(2.10m)	(2.60m)	－	(3.60m)
	波佐見町役場	波佐見町宿郷	4.20m	4.60m	4.70m	5.40m
佐々川	新佐々橋	佐々町本田原免	3.40m	3.90m	4.80m	5.70m
鏡川	法音寺橋	平戸市戸石町	0.90m	1.10m	1.10m	1.20m
志佐川	高野橋	松浦市志佐町	1.80m	2.10m	2.20m	2.50m
	(鹿爪橋)	松浦市志佐町	(2.40m)	(2.70m)	－	(3.70m)
雪浦川	奥浦	西海市大瀬戸町瀬戸羽出川郷	3.60m	4.10m	4.40m	4.80m
福江川	福江川	五島市三尾野	2.00m	2.50m	3.30m	4.70m
釣道川	釣道川	新上五島町青方郷	0.90m	1.20m	1.40m	1.80m
永田川	永田川	壱岐市郷ノ浦町	0.20m	0.50m	0.70m	0.80m
巖原本川	巖原本川	対馬市巖原町	0.50m	0.90m	0.90m	1.30m
佐護川	佐護川	対馬市上県町	3.10m	3.60m	3.60m	4.00m

※太字は通知水位／()は量水標のみ



通知内容	様式	備考
避難判断水位情報	※資料４－４（様式－９）	水防管理者のみへ発表
氾濫危険水位情報	※資料４－４（様式－１０）	－

4.4 水防警報

（１）種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

①洪水時の河川に関する水防警報発表基準

種類	発表基準	内容
待機	基準量水標において、「水防団待機水位」に達し、なお増水の恐れがあるとき。	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合には、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動は中止できない。
準備	基準量水標において、「水防団待機水位」を超え、「氾濫注意水位」を突破する恐れがあるとき。	水防に関する情報連絡、水防器材の整備、点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動、通信及び輸送の確保等に努めることとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出動	基準量水標において、「氾濫注意水位」に達し、なお増水の恐れがあるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
警戒	基準量水標において、すでに「氾濫注意水位」を超え、災害がおこる恐れがあるとき。	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。
解除	基準量水標において、「氾濫注意水位」以下に下降し、再び増水の恐れがないとき。 または 水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

②津波に関する水防警報発表基準

種類	発 表 基 準	内 容
待機	津波警報が発表される等、必要と認められるとき。	水防団員等水防活動に従事する者の安全を確保した上で、待機する必要がある旨の警告をするもの。
出動	津波警報が解除される等、水防活動が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	水防団員等水防活動に従事する者が出動する必要がある旨を警告するもの。
解除	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。	水防活動を必要とする状況が解消した旨を通告するもの。

(2) 国が水防警報を行う河川

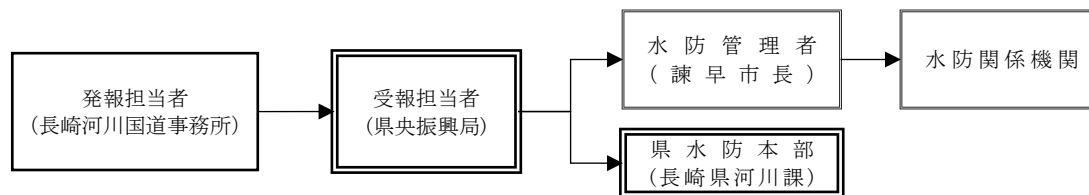
対 象 河 川

河川名	左 岸	右 岸
幹川 (本明川水系)	諫早市本明名字 高羽突 15番地の1地先 ～ 海岸まで	諫早市栄田名字 宮の前 139番の1地先 ～ 海岸まで
半造川 (本明川水系)	諫早市船越名字 埋津 924番の33地先 ～ 埋津橋下流端 から 幹川合流点まで	諫早市小川町 35番地の1地先 ～ 埋津橋下流端から 幹川合流点まで
福田川 (本明川水系)	諫早市福田町 2842番の2地先 ～ 市道宮園橋 下流端から 幹川合流点まで	諫早市泉町 929番地地先 ～ 市道宮園橋 下流端から 幹川合流点まで

基準となる水位観測所

対象河川	観測所名 (量水標名)	地 先 名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
本明川	裏山	諫早市天満町	1.70m	2.70 m	3.00 m	3.70 m
半造川	埋津	諫早市船越町	2.50m	3.50m	3.60m	4.30m

伝 達 経 路



発報担当者	受報担当者
長崎河川国道事務所 流域治水課長 TEL 095-839-9211	県央振興局建設部 TEL 0957-22-0010

(3) 県が水防警報を行う河川

対 象 河 川

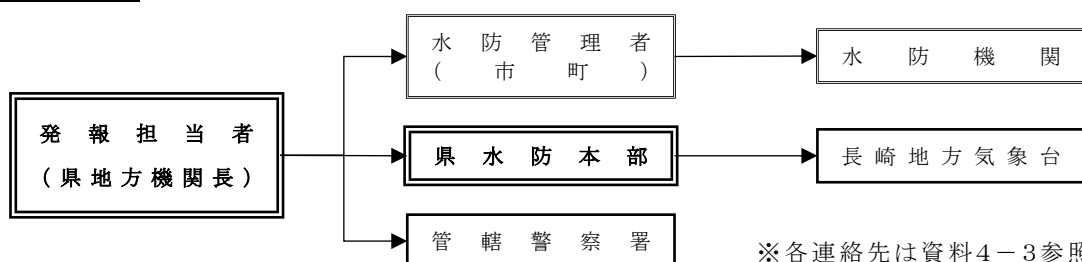
河川名	左 岸	右 岸	水位情報 発表者	関係 水防団体
相浦川	小川内 合流点 ～ 海岸まで	(同左岸)	県北 振興局長	佐世保市
川棚川	麻生瀬橋 ～ 海岸まで	(同左岸)	県北 振興局長	川棚町
大上戸川	藤の川 合流点 ～ 海岸まで	(同左岸)	県央 振興局長	大村市
志佐川	松浦市 志佐町高野 ～ 海岸まで	松浦市 志佐町池成 ～ 海岸まで	県北 振興局長	松浦市

基準となる水位観測所

対象河川	観測所名 (量水標名)	地 先 名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
相浦川	(中里橋)	佐世保市中里町	(3.10m)	(3.40m)	-	(4.00m)
	相浦橋	佐世保市相浦町	2.80m	3.10m	3.50m	4.10m
川棚川	(倉本橋)	川棚町石木郷	(2.70m)	(3.20m)	-	(4.50m)
	山道橋	川棚町中組郷	1.60m	2.00m	3.80m	4.50m
	(江川橋)	川棚町中組郷	(2.10m)	(2.60m)	-	(3.60m)
	波佐見町役場	波佐見町宿郷	4.20m	4.60m	4.70m	5.40m
大上戸川	(本堂川橋)	大村市乾馬場町	(1.20m)	(1.50m)	-	(2.40m)
	金丸橋	大村市西三城町	1.80m	2.10m	2.30m	3.00m
志佐川	高野橋	松浦市志佐町	1.80m	2.10m	2.20m	2.50m
	(鹿爪橋)	松浦市志佐町	(2.40m)	(2.70m)	-	(3.70m)

※太字は通知水位／()は量水標のみ

伝 達 経 路



※各連絡先は資料4-3参照

発 報 様 式

発報内容		様 式
洪水に関する水防警報	待機	※資料4-4 (様式-1、様式-2)
	準備	※資料4-4 (様式-3)
	出動	※資料4-4 (様式-4)
	警戒	※資料4-4 (様式-5、様式-6)
	解除	※資料4-4 (様式-7)
津波に関する水防警報		※資料4-4 (様式-8)

第5章 水位・潮位・雨量の観測、通報及び公表

5.1 水位観測所・潮位観測所・雨量観測所

長崎県内の各観測所の箇所数は以下のとおりである。

水 位			潮 位		雨 量
水位観測所		危機管理型 水位計	潮位観測所	津波観測点	雨量観測所
警報河川	監視対象河川				
33 箇所	65 箇所	218 局	10 箇所	9 地点	198 箇所

※水位観測所の詳細一覧および各量水標管理者：資料5－1

※潮位観測所の詳細一覧および各量水標管理者：資料5－2

※雨量観測所の詳細一覧および各量水標管理者：資料5－3

5.2 水位の観測、通報及び公表

観測、通報

量水標管理者は、「水防団待機水位（通報水位）」を超えると、その水位の状況を関係者に通報するものとする。（法第12条第1項）



公 表

通報された水位が「氾濫注意水位（警戒水位）」を超えときは、水位状況を公表する。（法第12条第2項）

水位の公表については、長崎県河川砂防情報システムにより、インターネットから水位情報を提供する。

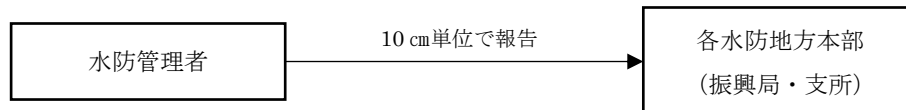
	長崎県河川砂防情報システム（NAKSS）
	http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/

5.3 潮位の観測及び通報

報告は、「水位報告」に準ずる。

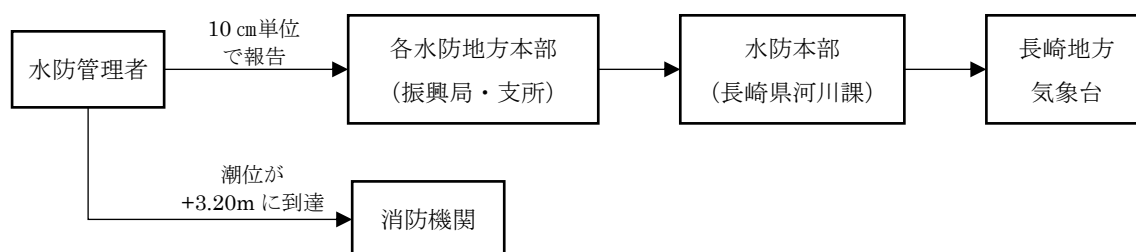
気象情報を高潮の危険が予知されるとき

- ・水防管理者は、その変動を監視し、波浪の最高波高を 10 cm単位で水防地方本部に報告するものとする。



有明海満潮時に風速 15m～20m 以上の風が起こる場合

- ・水防地方本部は、直ちに水防本部に連絡するものとする。また、水防本部は、直ちにこれを長崎地方気象台に通報する。
- ・有明海沿岸において潮位が（＋）3.20mに達した場合、水防管理者は、水防地方本部への報告と同時に消防機関をして配置につかせる。

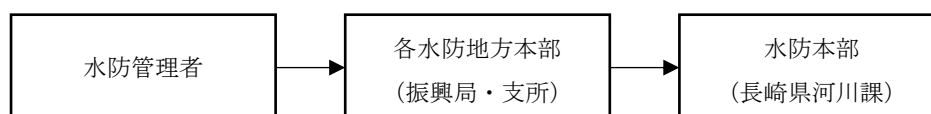


5.4 雨量の観測及び通報

水防管理者は、水防地方本部から気象情報を受けたとき、又は出水の恐れがあると察知したときは、雨量を観測し、所定の事項を水防地方本部に報告し、水防地方本部は直ちに水防本部に報告するものとする。

（雨量報告要領）

- ① 定量観測報告（総雨量が 50 mm、75 mm、100 mmになったとき、時間雨量が 30 mmに達したとき）
- ② 定時観測報告（総雨量が 100 mmを越えたとき（30 分毎に報告））
- ③ 終雨報告（天候が回復し、雨が止んだとき）
- ④ 特に指定されたとき



5.5 国が行う観測及び通報

(1) 気象高水観測通報要領

九州地方整備局風水害対策本部運営要領第5条第2項の5号に定める気象高水観測通報要領は次のとおりとする。

気象情報通報条件

暴風、大雨、洪水、雷、津波、高潮及び濃霧に関する警報・注意報等が発表された場合には、その警報・注意報等の種別、発表気象官署名、地方名、発表日時を通報する。

水位観測通報条件

以下の場合において通報を行う。

その他、通報指示があった場合は、停止の指示があるまで通報する。

通 報 を 行 う 場 合	通 報 時 刻
水防団待機水位に達した場合	生 起 時
水防団待機水位を下回った場合	生 起 時
氾濫注意水位に達した場合	生 起 時
氾濫注意水位を下回った場合	生 起 時
計画高水位に達した場合	生 起 時
計画高水位を下回った場合	生 起 時
最高水位	生 起 時
津波警報が発表された場合	生 起 時
水位の上昇が急で必要と思われるとき	そ の 都 度

雨量観測通報条件

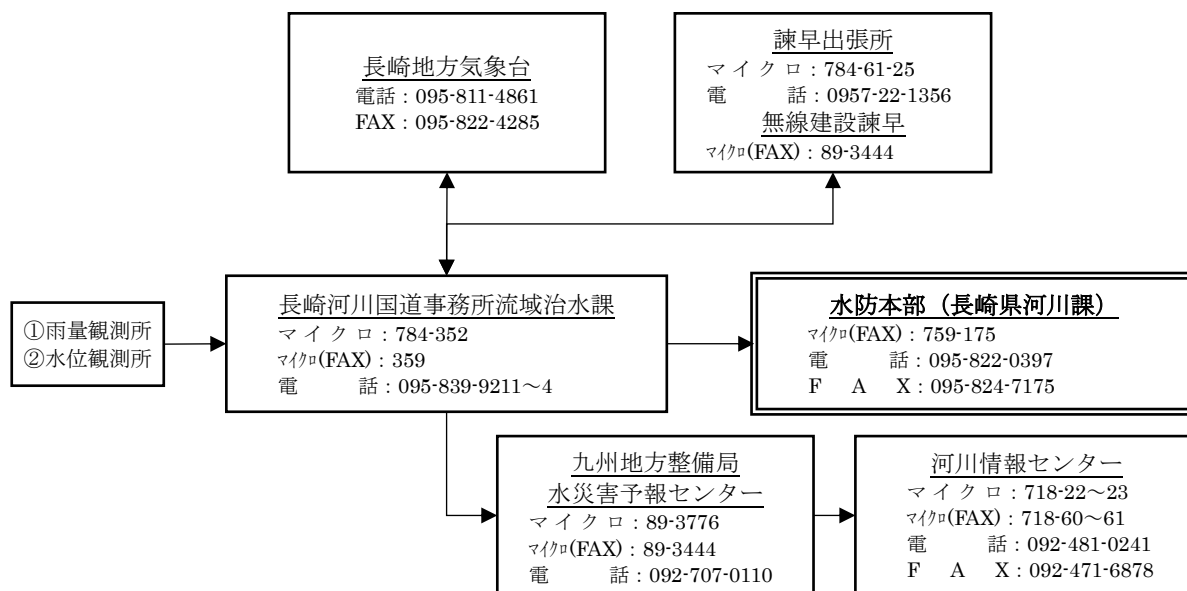
通報指示があった場合には、停止の指示があるまで時間雨量を通報する。

なお、第一報時には、降り始めの時間と降り始めからの累加雨量を併せて通報する。

(2) 水位および雨量の通報

統一河川情報システムによる雨量及び水位の通報を原則とする。ただし、システムに障害が発生した場合は、下記雨量及び水位通報系統図に従って通報するものとする。

ただし、発報担当者は実情に応じて直接水防管理者に通報することができる。



① 雨量観測所一覧表

河川名	観測所名	種別	位置	標高	観測開始年月日	電話応答
				m		
富川	小野	テレメーター	諫早市富川町	238	昭和33年4月25日	095-839-7953
本明川	本野	テレメーター	諫早市上大渡野町	68.9	昭和33年4月25日	
本明川	諫早	テレメーター	諫早市八天町	6.1	昭和35年8月16日	又は
半造川	夫婦木	テレメーター	諫早市小川町	59.6	昭和33年4月25日	095-839-7954
長田川	清水	テレメーター	諫早市福田町	163.7	昭和33年4月25日	

② 水位観測所一覧表

河川名	観測所名	種別	位置	零点高	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	既往最高水位	電話応答
				m	m	m	m	m	m	m	
本明川	琴川橋	テレメーター	諫早市上大渡野町	63.890	2.00	3.00			4.60	3.55	095-839-7953
本明川	裏山	テレメーター	諫早市天満町	7.513	1.70	2.70	3.00	3.70	4.80	4.25	
本明川	不知火	テレメーター	諫早市長田町	-1.363	4.00	4.50			5.20	4.73	又は
半造川	埋津	テレメーター	諫早市船越町	0.848	2.50	3.50	3.60	4.30	5.00	5.10	095-839-7954
半造川	半造橋	テレメーター	諫早市幸町	-0.023						4.77	

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでPCやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

6.1 気象情報

(気象庁)

	あなたの街の防災情報 https://www.jma.go.jp/bosai/		気象警報・注意報 https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning
	アメダス https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas		雨雲の動き (高解像度降水ナウキャスト) https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/
	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood		浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund

6.2 雨量・河川水位

(国土交通省)

	川の防災情報  https://www.river.go.jp/ 
---	--

6.3 潮位・波高

(国土交通省)

	ナウファス (全国港湾海洋波浪情報網)  https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/ 
---	--

(気象庁)

	潮位観測情報 https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel		海洋の健康診断表 https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index.html
---	---	---	---

第7章 ダム・水門等の操作

7.1 ダム・水門等

(1) 河川区間のダム・水門（洪水）

- ・ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時には、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。
- ・ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行うものとする。

(2) 河口部・海岸部の水門・閘門（津波・高潮）

- ・河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時には、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。
- ・河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

7.2 操作の連絡

- ・ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管振興局・支所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。
- ・「異常洪水時防災操作」はダム操作の状態に関する表現として引き続き使用するが、緊急時に呼びかける際には、ワンフレーズでその意味が受け手に理解されるよう、関係機関への通知等において「緊急放流」を使用する。
- ・緊急時とは、異常洪水時防災操作に移行する可能性があるとき（実施するときを含む）であり、関係機関への通知・情報提供をはじめ、関係自治体へのホットライン、報道発表・記者会見などの場面を想定している。

7.3 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

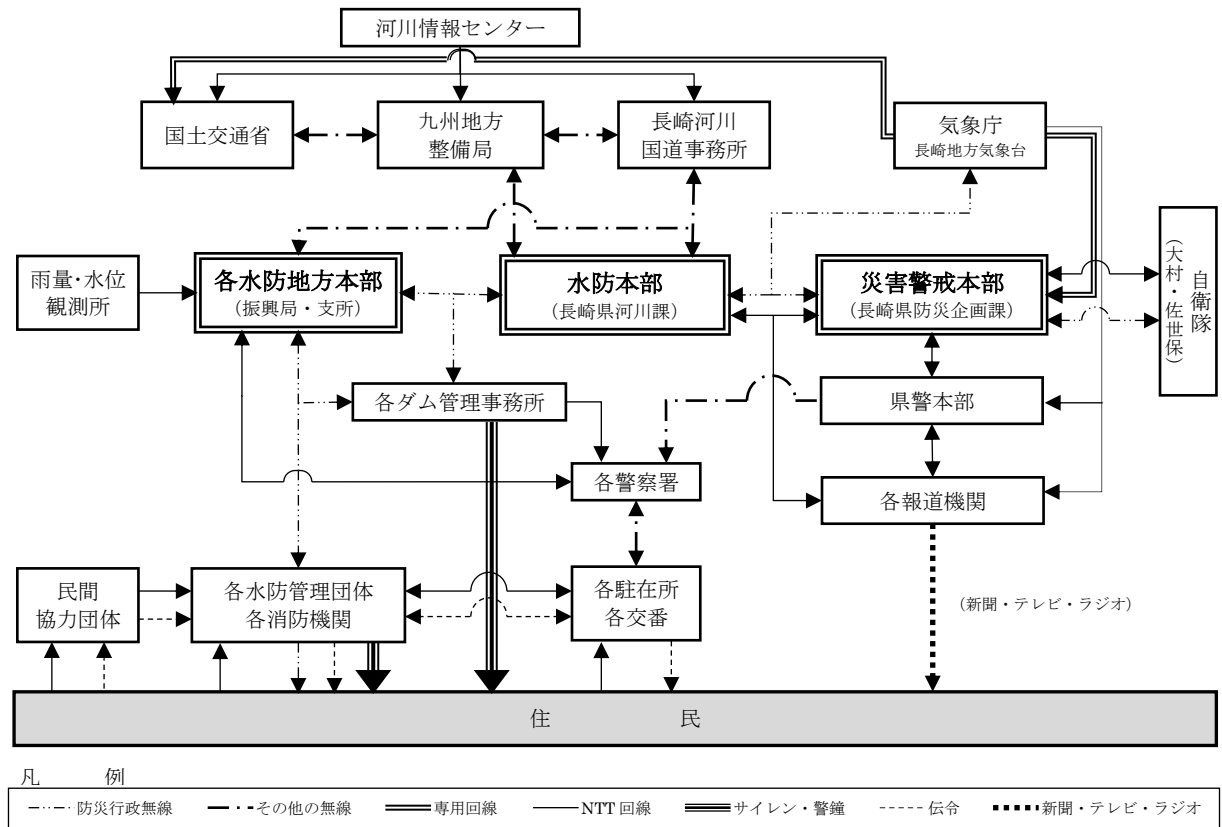
※県内の主要なダムおよび連絡系統図：資料7

第8章 通 信 連 絡

通信連絡の確保は水防の根源である。特に大災害時に発生する有線通信の途絶及び停電時の対策の確立と連絡の迅速性、確実性を期するため、通信施設の有効利用を図るものとする。

8.1 水防伝達系統図

水防本部、水防地方本部、水防管理団体、消防機関との連絡は、次の表によるものとする。



※各種詳細連絡先：資料7（ダム管理事務所）／資料4－3（報道機関）／資料8－1（その他全般）

8.2 住民への伝達

防災行政無線

昭和60年度に全県下の市町に導入を完了（電話及びFAX）。

水防本部設置時には、長崎県災害警戒本部と共同して、全局一斉により、次の情報を各市町・各水防地方本部に送信する。

気象情報（警報・大雨情報等）	随時
----------------	----

※防災行政無線通信システム回線構成図：資料8－2／電話番号簿：資料8－3

雨量、河川水位情報の住民への提供

県において設置した、雨量計、河川水位計の情報をインターネットから配信する。

	長崎県河川砂防情報システム（NAKSS）
	http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/

第9章 水防施設及び輸送

9.1 水防倉庫及び資器材

(1) 水防管理団体の資器材備蓄について

水防管理団体においては、水防倉庫その他の資材備蓄場を設け、各地域の重要水防区域の延長など、実状に応じ資器材を準備しておくものとする。

(参考：積み土のう工10mに必要な資器材)

種 類	単位	数量	備 考
土 の う 袋	袋	140	前3段、後2段
鋼 杭	本	40	長さ1.2m、Φ16mm、1袋当たり2本使用
掛矢（大型ハンマー）	丁	6	
ス コ ッ プ	丁	4	
モ ッ コ	組	3	

(2) 資器材の確保と補充

水防管理者は、資材確保のため水防区域近在の資材業者を登録し、常に手持資材量の把握に努め、緊急時の補給に備えること。また、器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

(3) 県の水防備蓄資器材

県の水防地方本部は、管内水防管理団体の資器材の備蓄状況を十分把握し、必要に応じて資器材を準備し、各地区の緊急補給に備えておかなければならない。また、県水防資器材の受払については、下表により受払簿を備え、資器材の使用により不足等が生じた場合は、すみやかに水防本部（県河川課）へ連絡すること。

様式例						
水 防 資 器 材 受 払 簿						
水防地方本部名：						
水防資器材名品名：						
取扱者	年 月 日	単 位	受	払	残	受払内容

(4) 水防倉庫の配置

水防倉庫の配置	※資料 9－1
水防資器材の備蓄状況	

9. 2 輸送の確保

- ・水防地方本部は、緊急時の管轄輸送路（迂回路）の計画を定めて輸送の万全を期すとともに、各水防管理団体にその計画を周知させておくものとする。
- ・市町道についても、水防管理者は上記に準じて確保しておくものとする。
- ・水防管理団体及び水防地方本部は、輸送に必要な交通手段を確保しておくこと。

※異常気象時の通行規制区間：資料 9－2

第10章 水防活動

10.1 水防配備

(1) 長崎県水防本部・水防地方本部の非常配備

- ・水防本部は水防に関する警報・注意報等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務を処理するものとする。
- ・非常配備の発令は、水防本部長が行うものとする。
- ・水防地方本部は、水防本部に準じて配備体制に万全を期すよう努めなければならない。
- ・平常勤務から水防配備体制への移行は、迅速確実に行うよう勤務者を次の要領により配備する。

(水防配備体制の種類)

配備区分	配備の時期	配備人員	体制
第1配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	数名の職員が対応	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第2配備の招集その他の活動ができる体制
第2配備	・水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき ・水防本部長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき	各班の所属職員の約半数を動員	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害の応急対策）が遅滞なく遂行できる体制
第3配備	・激甚な災害が予想されるとき又は危険性が大で第2配備で処理できないと認められるとき ・水防本部長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき	所属職員の全員および応援を求められた部局の職員を動員	完全な水防体制

※なお、この配備体制は事態に応じて、第1配備体制から直ちに第3配備体制を発令する場合もある。

(注：水防上の心得)

- ①水防本部員は常に気象状況の変化に注意し、水防配備体制の発令が予想されるときは、退庁後も自動的に出動しなければならない。
- ②第1配備体制発令後は、できる限り不急の外出をさけ、待機しなければならない。
- ③水防勤務者は、責務の重大なるを認識し、勤務場所を離れてはならない。

(2) 水防管理団体の非常配備

各水防管理団体は、水防本部の非常配備に準じて、あらかじめその体制を整備しておくものとし、次により活動を行うものとする。

配備区分	配備基準	配備人員	体制
待機	水防地方本部からの水災に関する警報を防災行政無線、N T T 電話その他の手段により受けたとき	第1段階として計画した人員	左記人員を招集し、管内の重要水防区域の監視及び警戒配置につかせる。
準備	・水防団待機水位（通報水位）に達したとき ・その他必要と認めるとき	第2段階として計画した人員	左記人員を配置につけるとともに、資器材及び器具の整備、作業員の配備計画に当たり、出動準備を整える。
出動	・河川又は溜池の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。 ・潮位が（＋）3.2m（特に有明海沿岸）に達し、なお上昇の恐れがあるとき。 ・台風が長崎県内を通過するとき。	第3段階として計画した人員	（水防第1信号、第2信号を逐次発する） 左記人員を出動せしめ、警戒配備につかせる。 ----- （水防第3信号） 居住者を含む全員が出動して水防活動を行う。 ----- （水防第4信号） 居住者が退避する。
解除	警報が解除になり、かつ、氾濫注意水位（警戒水位）を下まわり、再度水位上昇の恐れがなくなったとき	—	水防体制を解除し、水防地方本部を通じ水防本部長に報告する。

（注：水防上の心得）

- ①命令なくして部署を離れるなど、勝手な行動をとってはならない。
- ②作業中は私語を慎み、終始敢闘精神をもって護り抜くこと。
- ③夜間など特に言動を慎み、みだりに「溢水」とか「破堤」等の想像による言動を弄してはならない。
- ④命令及び情報の伝達は特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張させないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心掛けること。
- ⑤津波到達時間、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して自身の危険性が高いと判断した場合は、自身の避難を優先する。

10.2 巡視及び警戒

(1) 平常時

- ・水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。
- ・上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。
- ・河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。
- ・水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

洪水

水防管理者等は、都道府県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防区域(河川)（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、水防地方本部長及び河川等の管理者に連絡し、水防地方本部長は水防本部長に報告するものとする。

ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.5 に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

高潮

水防管理者等は、都道府県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防区域(海岸)（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、水防地方本部長及び海岸等の管理者に連絡し、水防地方本部長は水防本部長に報告するものとする。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

※水防工法一覧：資料10-1／水防工法の詳細：資料10-2

(水防作業時の注意点)

- ①水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。
- ②水位が最大の時、又はその前後に限らず、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多いため、出水のピークを過ぎても警戒を解いてはならない。
- ③水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。
- ④工法を選定するに当たっては、堤防の組成、材料、流速、法面、護岸の状態を考慮して、最も有効で、材料が容易に得やすい工法を施工すること。

10.4 避難のための立退き

- ・水防本部長又はその命令を受けた水防本部員若しくは水防管理者は、水防法第29条に基づき必要であると認めたときは、ラジオ、信号、あるいは広報網その他の方法により、避難、立退きを指示する。
- ・水防管理者は事前に立退計画を作成し、予定立退先経路等に必要なる措置を講じておくものとする。
- ・水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を水防地方本部長に速やかに報告し、水防地方本部長は水防本部長に報告するものとする。

10.5 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

通 報

水防法第25条及び第26条に基づき、堤防その他が決壊したときは、水防管理者、又は消防機関の長は、直ちにその旨、所轄警察、住民、水防地方本部及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報するものとする。

また、通報を受けた水防地方本部は、決壊の通報を受けたら直ちに水防本部へ報告するものとする。

措 置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10.6 水防配備の解除

(1) 長崎県水防本部の水防配備体制の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを関係機関に通知するものとする。

(2) 水防管理団体の水防配備体制の解除

① 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれがなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

② 水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 1 1 章 水 防 信 号 、 水 防 標 識 等

1 1 . 1 水防信号

長崎県水防信号規則の定めるところにより、次のとおり発する。

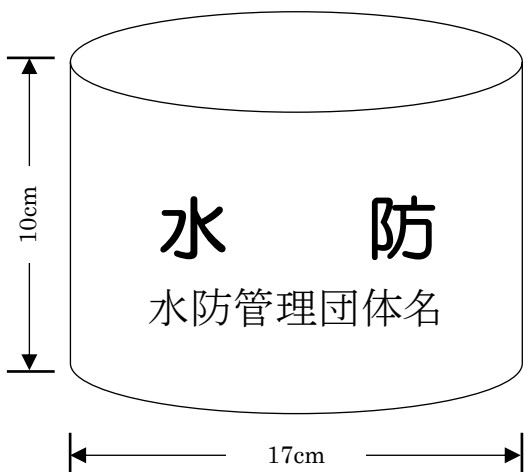
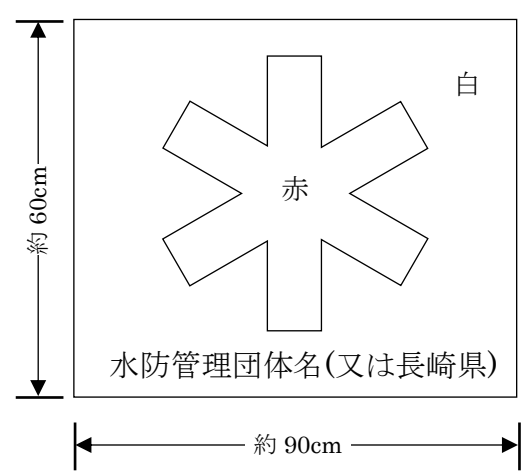
区分	場 面	警 鐘 信 号	サイレン信号
第 1 信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第 2 信号	水防団及び消防機関の出動を知らせる。	○—○—○—○—○—○—○—○—	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第 3 信号	水防管理団体の区域内居住者の出動を知らせる。	○—○—○—○— ○—○—○—○—	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第 4 信号	必要と認める区域内の居住者に避難、立退きを知らせる。	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

（備考）

- ①警鐘信号及びサイレンとの併用は妨げない。
- ②危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

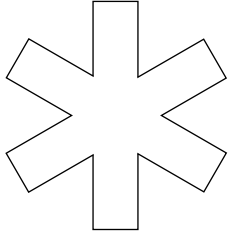
1 1 . 2 水防標識

水防作業の正確、迅速かつ規律正しい行動を規制するため次の標識を定める。

（1）水防要員の標識	（2）緊急車馬優先通行標識
左腕に腕章をつける。 腕 章 (※白地に赤字)  水 防 水防管理団体名	緊急水防用として使用する車馬は、下記の標識を掲げる。 標 旗  白 赤 水防管理団体名(又は長崎県)

1 1 . 3 身分証票

水防法第 49 条第 2 項による県職員の身分証票は、次のとおりである。

8.5cm 第 号 水 防 公 務 証  職名 生年月日 氏名 長 崎 県 印	心 得 1 記名以外の者の使用を禁ず。 2 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。 3 本証の身分を失ったときは速やかに本証を返還すること。 4 本証は水防法第 4 9 条第 2 項による立入証である。
	6.0cm

第12章 協力及び応援

12.1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者（九州地方整備局長及び長崎県知事）は自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

（河川管理者の協力が必要な事項）

- ①水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- ②重要水防箇所の合同点検の実施
- ③水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ④水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- ⑤水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- ⑥水防活動の記録及び広報

※県と各市町との具体的な協力事項：資料12

12.2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

応援

水防管理者は緊急の必要あるときは、他の水防管理者、市町長、消防団長に対して応援を求めること。（水防法第23条）

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のために派遣される者は、所用の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄下に行動する。

相互協定

隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関し、あらかじめ相互協定をしておかなければならない。

12.3 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、水防上、自衛隊の派遣を必要と認めたときは、水防本部長を通じ、自衛隊の派遣を要請するものとする。

要請方法

市町長等が災害派遣の要請をする場合には、次の事項を明示した派遣要請書を知事（河川課）あて提出する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話で行った後、速やかに文書を提出するものとする。

（派遣要請事項）

- ①災害の状況及び派遣を要する事由。
- ②派遣を必要とする期間。
- ③派遣を希望する人員、船舶、航空機その他の概数。
- ④派遣を希望する区域及び活動内容。
- ⑤その他参考となる事項。
- ⑥宿泊施設の有無、宿泊場所、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする諸器材の有無、駐車適地の有無等。

第13章 費用負担と公用負担

13. 1 費用負担

(1) 費用負担

水防管理団体は、その管轄区域の水防に要する費用は、各々当該水防管理団体が負担するものとする。(水防法第41条)

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体との間の協議によって決める。

(2) 利益を受ける市町の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとする。(水防法第42条)

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

13. 2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。(水防法第28条)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①必要な土地の一時使用②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用③車両その他の運搬用機器の使用④排水用機器の使用⑤工作物その他の障害物の処分 |
|--|

また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、「公用負担権限委任証明書（資料13-1）」を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(3) 公用負担の証票

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、証票（資料13-2）を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(4) 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第14章 水 防 報 告

水防活動が終結したときは、水防管理者にあつては第1号様式により水防地方本部長に、水防地方本部長にあつては、第2号様式により本部長に報告するものとする。

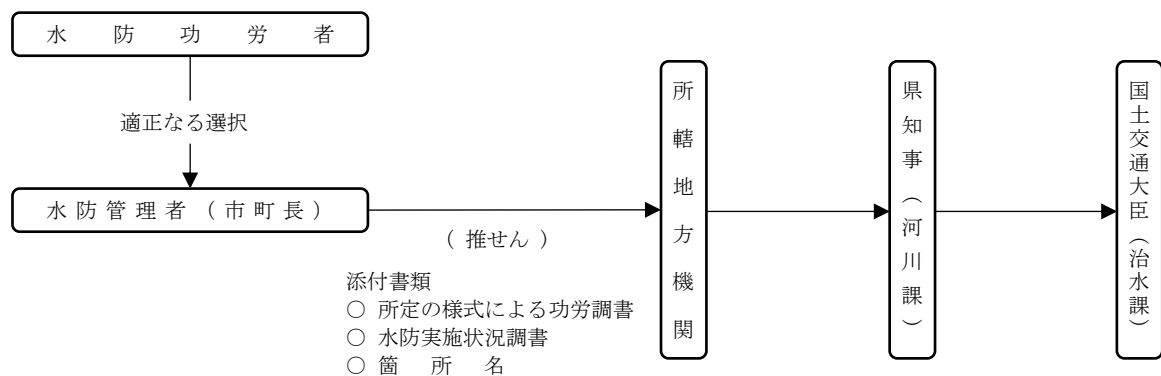
※第1号様式および第2号様式：資料14

第15章 水防功労者の表彰

水防法第46条の規定に基づく「水防功労者報賞規則」（S31.3.30建設省令第6号）により水防功労等顕著な者に対して表彰されることになっている。

なお、水防功労顕著なるも上記報賞に該当しないものについて「建設省表彰規定」（S26.6.25建設省訓令14号）を適用し、国土交通大臣が表彰する。

報賞及び表彰の取り扱い要領



第16章 水 防 訓 練

指定水防管理団体は以下の通り水防訓練を行うこと。

実施訓練

水防活動は、暴風雨の最中、しかも夜間に行うことが多いので、次の事項について充分訓練を行うこと。

- | | | | |
|-----|-----------|--------|-----|
| ①観測 | ②通報 | ③動員 | ④輸送 |
| ⑤工法 | ⑥樋門等の開閉操作 | ⑦避難、誘導 | |

実施時期

- ・水防管理団体は、出水期前までに実施する。
- ・水防地方本部は、水防本部の指示する時期に実施する。

第 17 章 浸水想定区域及びハザードマップ

17.1 浸水想定区域の指定

長崎県水防本部は、以下の指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

洪水浸水想定区域

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する。

雨水出水浸水想定区域

県及び市町は、水位情報周知公共下水道等排水施設について、想定最大規模降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合等に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定する。

高潮浸水想定区域

県は、水位情報周知海岸について、高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定する。

17.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、当該浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ②避難施設その他の避難場所及び避難経路その他避難経路に関する事項
- ③災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④浸水想定区域内（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域）に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（当該施設の所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。）
- ⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

17.3 洪水ハザードマップ

浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町村地域防災計画において定められた上記17.2 ①②③④⑤ に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の含む市町にあっては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

洪水ハザードマップの公表状況及び関係市町は、以下のとおりである。

水系名	河川名	洪水 ハザードマップ 作製時点	洪水ハザードマップ公表HPアドレス	市町名
中島川水系	中島川 西山川	R5.10	http://www.city.nagasaki.lg.jp/bousai/210004/211000/p004103.html	長崎市
浦上川水系	浦上川	R4.3	http://www.city.nagasaki.lg.jp/bousai/210004/211000/p004103.html	長崎市
八郎川水系	八郎川	R4.5	http://www.city.nagasaki.lg.jp/bousai/210004/211000/p004103.html	長崎市
式見川水系	式見川	R5.10	http://www.city.nagasaki.lg.jp/bousai/210004/211000/p004103.html	長崎市
黒浜川水系	黒浜川	R5.10	http://www.city.nagasaki.lg.jp/bousai/210004/211000/p004103.html	長崎市
鹿尾川水系	鹿尾川	R5.10	http://www.city.nagasaki.lg.jp/bousai/210004/211000/p004103.html	長崎市
多以良川水系	多以良川 二股川	R5.10	http://www.city.nagasaki.lg.jp/bousai/210004/211000/p004103.html	長崎市
宮崎川水系	宮崎川	R5.10	http://www.city.nagasaki.lg.jp/bousai/210004/211000/p004103.html	長崎市
江川水系	江川	R5.10	http://www.city.nagasaki.lg.jp/bousai/210004/211000/p004103.html	長崎市
神浦川水系	神浦川	R5.10	http://www.city.nagasaki.lg.jp/bousai/210004/211000/p004103.html	長崎市
長与川水系	長与川	R3.3	https://webtown.nagayo.jp/bousai/kiji003377/index.html	長与町
時津川水系	時津川	R3.3	https://www.town.togitsu.nagasaki.jp/anzen_anshin/bosai/5560.html	時津町
本明川水系	半造川	H31.2	https://www.city.isahaya.nagasaki.jp/soshiki/3/1153.html#05	諫早市
大上戸川水系	大上戸川	R2.3	https://www.city.omura.nagasaki.jp/bousai/kurashi/anzen/bosai/hazardmap/kozui.html	大村市
内田川水系	内田川	R2.3	https://www.city.omura.nagasaki.jp/bousai/kurashi/anzen/bosai/hazardmap/kozui.html	大村市
郡川水系	郡川	H31.3	https://www.city.omura.nagasaki.jp/bousai/kurashi/anzen/bosai/hazardmap/kozui.html	大村市
大手川水系	大手川	R3.4	https://www.city.shimabara.lg.jp/page2962.html	島原市
本明川水系	山田川	R3.3	https://www.city.unzen.nagasaki.jp/bousai/list00860.html	雲仙市
有家川	有家川	R4.5	https://www.city.minamishimabara.lg.jp/kiji0031626/index.html	南島原市
相浦川水系	相浦川	R3.3	https://www.city.sasebo.lg.jp/doboku/kasen/kozui.html	佐世保市
宮村川水系	宮村川	R2.6	https://www.city.sasebo.lg.jp/doboku/kasen/kozui.html	佐世保市

早岐川・小森川水系	早岐川・小森川	R4.3	https://www.city.sasebo.lg.jp/doboku/kasenk/kozui.html	佐世保市
江迎川水系	江迎川	R2.6	https://www.city.sasebo.lg.jp/doboku/kasenk/kozui.html	佐世保市
佐世保川水系	佐世保川	R4.3	https://www.city.sasebo.lg.jp/doboku/kasenk/kozui.html	佐世保市
佐々川水系	佐々川	R4.3	https://www.city.sasebo.lg.jp/doboku/kasenk/kozui.html	佐世保市
樋口川水系	樋口川	R5.3	https://www.city.sasebo.lg.jp/doboku/kasenk/kozui.html	佐世保市
日宇川水系	日宇川	R 6.3	https://www.city.sasebo.lg.jp/doboku/kasenk/kozui.html	佐世保市
彼杵川水系	彼杵川	R2.3	https://www.town.higashisonogi.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/bosai/2/524.html	東彼杵町
川棚川水系	川棚川	R3.6	https://www.kawatana.jp/cat01/c1-09/post_454/index.html	川棚町
川棚川水系	川棚川	H20.2	http://www.town.hasami.lg.jp/machi/kurashi/2/3/hazardmap/1182.html	波佐見町
佐々川水系	佐々川	H22.3	http://www.sazacho-nagasaki.jp/bousai/kiji0032544/index.html	佐々町
志佐川水系	志佐川	R2.3	https://www.city-matsuura.jp/top/kurashi_tetsuzuki/bosaijoho/index.html	松浦市
志佐川水系	笛吹川	R5.3	https://www.city-matsuura.jp/top/kurashi_tetsuzuki/bosaijoho/index.html	松浦市
雪浦川水系	雪浦川	R2.3	https://www.city.saikai.nagasaki.jp/soshiki/bosai/1_1/7/8681.html	西海市
福江川水系	福江川	R5.2	https://www.city.goto.nagasaki.jp/s003/010/020/030/20210625161616.html	五島市
福江川水系	後の川	R5.2	https://www.city.goto.nagasaki.jp/s003/010/020/030/20210625161616.html	五島市
福江川水系	鷹ノ巣川	R5.2	https://www.city.goto.nagasaki.jp/s003/010/020/030/20210625161616.html	五島市
福江川水系	牟田川	R5.2	https://www.city.goto.nagasaki.jp/s003/010/020/030/20210625161616.html	五島市
釣道川水系	釣道川	R3.7	https://official.shinkamigoto.net/goto_kurashi_full.php?eid=05024&r=1&cid=i00001x3	新上五島町
永田川水系	永田川	R3.3	https://www.city.iki.nagasaki.jp/soshiki/kiki_kanrika/bosai/9700.html	壱岐市
厳原本川	厳原本川	R2.10	https://www.city.tsushima.nagasaki.jp/gyousei/mokuteki/12/4188.html	対馬市
佐護川水系	佐護川	R3.3	https://www.city.tsushima.nagasaki.jp/gyousei/mokuteki/12/4188.html	対馬市